

助 成 基 準

区 分		助 成（事業）先	対象（事業）経費	助 成 額	そ の 他
一 般 募 金	A 助 成 （ 広 域	①社会福祉事業を行う法人 ②更生保護事業を行う法人 （社会福祉法人、更生保護団体、 NPO法人等）	①利用者の福祉向上及び処遇改善に 必要な経費 ・施設整備費（小規模） ・機器等の経費 ②施設等を活用した住民参加型の福 祉活動事業費（ソフト事業）	(助成額の上限) ・施設設備費は200万円 ・車両、障がい者用の特殊備品整備 費、は150万円 ・一般備品整備費は100万円 ・遊具、地域福祉活動事業費（ソフ ト）は50万円 ・広域団体の社会福祉活動事業費は 150万円 (補助率) 総事業費の3/4以内 ただし助成額50万円以内の場合 は総事業費の9/10以内 (大会助成) ・中国大会5万円以内 ・全国大会10万円以内	①介護保険事業者 ・原則公益事業として行う地域 福祉活動事業費（ソフト事 業）のみ ②施設助成については、3年間 助成を受けていない法人、前 年度に助成決定を受けてい ない法人を優先
		社会福祉を目的とする事業を行う 広域団体	①臨時的事業費（福祉向上） ・機器等、活動事業費 ②中国大会・全国大会		
	就職進学等支 度支援	① 児童養護施設等 ② 地区里親会事務局	児童養護施設等入所児童が退所また は委託解除後に就職・進学等する場 合の支度金	1人20万円の範囲内	①児童相談所の推薦のある児 童 ②当年度助成
	B 助 成 （地 域）	地域福祉推進事業を行う市町村社 協・地域団体	地域福祉支援・交流事業費 ・活動事業費 ・機器等の経費	— (概算払い可)	社協事業管理費 ・実績額の3%以内
歳 末	地 域	市町村実施団体（市町村社協）	①見舞金等贈呈事業費 ②地域交流活動事業費	— (概算払い可)	原則、当年度助成 (翌年度助成も可)
	N H K	県共募、市町村社協、地域福祉活動 を行う法人・団体	県共募贈呈品、地域福祉推進事業、 地域福祉活動に要する機器・備品及 び車両整備費	100万円以内（概算払い可）	原則、当年度助成
災 害 見 舞		罹災世帯・社会福祉法人（施設）	火災、自然災害等の被災	世帯1万円・施設2万円以内	大規模災害を除く
災 害 支 援 活 動		災害活動ボランティアセンター等	災害ボランティア活動費等	基準額300万円	大規模災害時
		災害活動ボランティアセンター等 (災害等準備金対象外)	災害ボランティア活動費等	基準額100万円	大規模災害時

(注)「しまねテーマ募金」については、赤い羽根共同募金「しまねテーマ募金実施要綱」で定めるところによる。